

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【公開番号】特開2000-82070(P2000-82070A)

【公開日】平成12年3月21日(2000.3.21)

【出願番号】特願平10-267347

【国際特許分類第7版】

G 06 F 17/30

G 06 F 12/00

G 06 T 1/00

【F I】

G 06 F 15/401 310 C

G 06 F 12/00 501 B

G 06 F 15/40 370 B

G 06 F 15/62 330 A

【手続補正書】

【提出日】平成17年9月5日(2005.9.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】複数ファイルを保存すると共に、ファイルを検索することができるファイル管理装置において、

記録されるファイルの情報と、当該ファイルのインデックスデータとをファイル毎にまとめて単一のファイルリストに掲載して管理するリスト管理手段と、

前記ファイルリストにおいて、同一の処理を施したい複数のファイルに同一の標識マークを付加するマーク付加手段と、

前記ファイルリストにおいて前記標識マークの付加されたファイルを探し、当該発見されたファイルに対して所定の処理を行う処理実行手段とを有することを特徴とするファイル管理装置。

【請求項2】前記処理実行手段が行う所定の処理は、インデックスデータの入力であることを特徴とする請求項1記載のファイル管理装置。

【請求項3】前記処理実行手段が行う所定の処理は、印刷処理であることを特徴とする請求項1記載のファイル管理装置。

【請求項4】前記マーク付加手段は、同一の処理を施したい複数のファイルに第1の標識マークを付加すると共に、ファイルを構成するページのうち前記処理を施したいページに第2の標識マークを付加し、

前記処理実行手段は、前記第1の標識マークの付加されたファイル及び前記第2の標識マークの付加されたページを探し、当該発見されたファイル及びファイルに対して前記所定の処理を行うことを特徴とする請求項1記載のファイル管理装置。

【請求項5】前記処理実行手段が行う所定の処理は、前記標識マークの付加されたファイルに関わる新たにスキャンして得た画像ファイルの保存処理であることを特徴とする請求項1記載のファイル管理装置。

【請求項6】前記マーク付加手段では、前記ファイルリストにおいて前記インデックスデータがまだ入力されていないファイルに対して、前記標識マークを付加することを特徴とする請求項1記載のファイル管理装置。

【請求項 7】 複数ファイルを保存すると共に、ファイルを検索することができるファイル管理装置に適用されるファイル管理方法において、

記録されるファイルの情報と、当該ファイルのインデックスデータとをファイル毎にまとめて単一のファイルリストに掲載して管理するリスト管理ステップと、

前記ファイルリストにおいて、同一の処理を施したい複数のファイルに同一の標識マークを付加するマーク付加ステップと、

前記ファイルリストにおいて前記標識マークの付加されたファイルを探し、当該発見されたファイルに対して所定の処理を行う処理実行ステップとを有することを特徴とするファイル管理方法。

【請求項 8】 前記処理実行ステップで行われる所定の処理は、インデックスデータの入力であることを特徴とする請求項 7 記載のファイル管理方法。

【請求項 9】 前記処理実行ステップで行われる所定の処理は、印刷処理であることを特徴とする請求項 7 記載のファイル管理方法。

【請求項 10】 前記マーク付加ステップでは、同一の処理を施したい複数のファイルに第 1 の標識マークを付加すると共に、ファイルを構成するページのうち前記処理を施したいページに第 2 の標識マークを付加し、

前記処理実行ステップでは、前記第 1 の標識マークの付加されたファイル及び前記第 2 の標識マークの付加されたページを探し、当該発見されたファイル及びファイルに対して前記所定の処理を行うことを特徴とする請求項 7 記載のファイル管理方法。

【請求項 11】 前記処理実行ステップで行われる所定の処理は、前記標識マークの付加されたファイルに関わる新たにスキャンして得た画像ファイルの保存処理であることを特徴とする請求項 7 記載のファイル管理方法。

【請求項 12】 前記マーク付加ステップでは、前記ファイルリストにおいて前記インデックスデータがまだ入力されていないファイルに対して、前記標識マークを付加することを特徴とする請求項 7 に記載のファイル管理方法。

【請求項 13】 複数ファイルを保存すると共に、ファイルを検索することができるファイル管理装置に適用されるファイル管理方法をプログラムとして記憶した、コンピュータにより読み出し可能な記憶媒体において、

前記ファイル管理方法が、

記録されるファイルの情報と、当該ファイルのインデックスデータとをファイル毎にまとめて単一のファイルリストに掲載して管理するリスト管理ステップと、

前記ファイルリストにおいて、同一の処理を施したい複数のファイルに同一の標識マークを付加するマーク付加ステップと、

前記ファイルリストにおいて前記標識マークの付加されたファイルを探し、当該発見されたファイルに対して所定の処理を行う処理実行ステップとを有することを特徴とする記憶媒体。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するために、請求項 1 記載のファイル管理装置によれば、複数ファイルを保存すると共に、ファイルを検索することができるファイル管理装置において、記録されるファイルの情報と、当該ファイルのインデックスデータとをファイル毎にまとめて単一のファイルリストに掲載して管理するリスト管理手段と、前記ファイルリストにおいて、同一の処理を施したい複数のファイルに同一の標識マークを付加するマーク付加手段と、前記ファイルリストにおいて前記標識マークの付加されたファイルを探し、当該発見されたファイルに対して所定の処理を行う処理実行手段とを有することを特徴とする。

【手続補正3】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0017**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0017】**

また、請求項7記載のファイル管理方法によれば、複数ファイルを保存すると共に、ファイルを検索することができるファイル管理装置に適用されるファイル管理方法において、記録されるファイルの情報と、当該ファイルのインデックスデータとをファイル毎にまとめて単一のファイルリストに掲載して管理するリスト管理ステップと、前記ファイルリストにおいて、同一の処理を施したい複数のファイルに同一の標識マークを付加するマーク付加ステップと、前記ファイルリストにおいて前記標識マークの付加されたファイルを探し、当該発見されたファイルに対して所定の処理を行う処理実行ステップとを有することを特徴とする。

【手続補正4】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0018**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0018】**

さらに、請求項13記載の記憶媒体によれば、複数ファイルを保存すると共に、ファイルを検索することができるファイル管理装置に適用されるファイル管理方法をプログラムとして記憶した、コンピュータにより読み出し可能な記憶媒体において、前記ファイル管理方法が、記録されるファイルの情報と、当該ファイルのインデックスデータとをファイル毎にまとめて単一のファイルリストに掲載して管理するリスト管理ステップと、前記ファイルリストにおいて、同一の処理を施したい複数のファイルに同一の標識マークを付加するマーク付加ステップと、前記ファイルリストにおいて前記標識マークの付加されたファイルを探し、当該発見されたファイルに対して所定の処理を行う処理実行ステップとを有することを特徴とする。

【手続補正5】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0125**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0125】****【発明の効果】**

以上詳述したように請求項1、請求項7、または請求項13記載の発明によれば、記録されるファイルの情報と、そのファイルのインデックスデータとをファイル毎にまとめて掲載して管理する単一のファイルリストにおいて、同一の処理を施したい複数のファイルに同一の標識マークを付加しておく。後刻、前記ファイルリストにおいて標識マークの付加されたファイルを探し、発見されたファイルに対して所定の処理を行う。

【手続補正6】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0127**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0127】**

請求項2、または請求項8記載の発明によれば、所定の処理は、インデックスデータの入力処理である。請求項3、または請求項9記載の発明によれば、所定の処理は印刷処理である。これにより、インデックスデータの入力やファイルの印刷が、複数のファイルに

対して連続して行うことができ、操作性が改善される。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0128

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0128】

また、請求項5、または請求項11記載の発明によれば、所定の処理は、標識マークの付加されたファイルに関わる新たにスキャンして得た画像ファイルの保存処理である。これにより、標識マークの付加されたファイルに関わる新たにスキャンして得た画像ファイルを保存して、操作性が改善される。